亀岡市パートナーシップ宣誓受付票

様

亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項に規定する宣誓を受け付けましたので、第5条第1項ただし書の規定に基づき宣誓受付票を交付します。

受付年月日: 年 月 日

○亀岡市へ転入したことを証明する住民票を、下記期限までに提出してください。

提出期限: 年 月 日

上記期限までに提出がない場合は、要件を欠く宣誓として、提出いただいた書類一式を返却します。

提出先・問い合わせ先

FAX 0771-23-3073

Email: jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp

受付印

~この宣誓受付票の提示を受けられた方へ~

亀岡市は、人権尊重の取組の一環として、LGBTQ+に対する社会的な理解を促進し、一人ひとりの人権が尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる社会を目指し、パートナーシップの宣誓制度の運用を行っています。本制度は、一方又は双方がLGBTQ+であるお二人が互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、亀岡市が宣誓書受領証を交付することで公認するものであり、何らかの法律上の効果が生じるものではありません。

この宣誓受付票は、宣誓者の一方が市外に居住していて、亀岡市に転入しようとしているときに交付するものです。宣誓者が、亀岡市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明するために活用いただくものとして、事業者のみなさまに提示する可能性があります。

事業者のみなさまには、このパートナーシップの宣誓制度の趣旨をご理解いただき、ご協力く ださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性的指向や性自認、性表現、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

1 亀岡市パートナーシップ宣誓制度とは…

互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約した一方又は双方がLGBTQ+である二者であって、市長が「亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の要件に該当すると認めた場合に、パートナーシップ宣誓書受領証を交付し、パートナーシップ関係にあることを証するものです。

- 2 パートナーシップの宣誓をするためには次のいずれの要件も満たしている必要があります。
 - (1) 一方又は双方がLGBTQ+である二者の間の関係であって、互いを人生のパートナー として協力し合うことを約した二者であること。
 - (2) 双方が民法に定める成年に達していること。
 - (3) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有すること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が1月以内に市内への転入を予定している こと。
 - (4) 双方に配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと。
 - (5) 宣誓しようとする相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
 - (6) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。
 - ※宣誓者が転入を予定している場合は、市長が定めた期間内に亀岡市内に転入したことを 証明する住民票の提出があったときに受領証を交付します。